

介護休業法の改正について

介護休業法について今年から来年にかけて大幅に改正されることとなりました。

そこで今回は「**介護休業法の改正点**」について簡単に整理します。

① 雇用保険の「介護休業給付金」の給付率が引き上げられます（平成28年8月から）

平成28年8月以降休業開始分から **67%に増額**されます（※以前は40%）

② 介護休業の分割取得ができるようになります（平成29年1月から）

要介護状態にある対象家族1人につき分割して **3回まで**（通算で93日まで）取得できるようになります（※現在は1回のみ）

③ 介護休暇の柔軟な取得できるようになります（平成29年1月から）

1日単位だけでなく **半日単位**（所定労働時間の1/2単位）で取得できるようになります。

※介護休暇：要介護状態にある対象家族の介護その他世話のため、1年に5日（対象家族が2人以上の場合は10日）まで取得できる休暇のことを言います。

☆上記以外にも「介護のための所定労働時間の短縮措置」「残業の免除」など改正があります。

詳しくは厚生労働省のリーフレットをご確認ください。

介護休業 改正

検索

☆ 編集後記 ☆

遅らせながら最近LINEのスタンプが少し気になっております。個人的にはちょっと変わったのが好きで、写真のようなものが好きです。

奥様には「趣味が悪い」と言われておりますが、そう言われるのがまた意外と嫌じゃないんです。この気持ち、わかる方いますか？(^_^)



他にもキモいのがいっぱいあります

みらい労働法務事務所

〒530-0053

大阪市北区末広町3-21扇町センタービル6F

TEL: 06-6809-5092

FAX: 06-6809-5093

e-mail info@mirai-sr.com

URL http://mirai-sr.com



代表社会保険労務士
谷口 史晃